

党大会の招集の正当性及び成立について確認する大会決議案

平成27年10月24日
維新の党

維新の党規約第6条第3項、党大会規則第4条によると、党大会は執行役員会の承認に基づき、代表が招集する旨規定されているが、維新の党は、遅くとも平成27年10月1日以後、代表及び執行役員会が存在せず、党大会を承認する執行役員会及び党大会を招集する代表が存在しない状態である。

この異常事態を解消すべく、特別党员東徹君は、規約第4条第3項、第6条第5項が定める党大会において議決権を有する特別党员の過半数より、本日の臨時党大会を開催するために必要な招集事務及び党大会運営事務の一切の権限を委任され、平成27年10月14日付けで維新の党 党大会実行委員長に就任し、同日、招集を行っている。

特別党员東徹君の本臨時党大会の招集手続きは、緊急事態の招集手続きとして全て適法・適正であることを確認する。

そして本日、党大会を構成する特別党员の過半数が党大会に出席しており、規約第6条第4項、党大会規則第5条により、ここに本日の臨時党大会が成立していることを確認する。

以上、決議する。